

(別添)

○ 自立支援医療費の支給認定について（平成 18 年 3 月 3 日障発第 0303002 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長）

【新旧対照表】

(下線部が変更部分)

改 正 後		現 行	
	障発第 0303002 号		障発第 0303002 号
	平成 18 年 3 月 3 日		平成 18 年 3 月 3 日
一部改正	障発 0113 第 2 号	一部改正	障発 0113 第 2 号
	平成 23 年 1 月 13 日		平成 23 年 1 月 13 日
一部改正	障発 0322 第 1 号	一部改正	障発 0322 第 1 号
	平成 24 年 3 月 22 日		平成 24 年 3 月 22 日
一部改正	障発 0315 第 3 号	一部改正	障発 0315 第 3 号
	平成 25 年 3 月 15 日		平成 25 年 3 月 15 日
一部改正	障発 0124 第 6 号	一部改正	障発 0124 第 6 号
	平成 26 年 1 月 24 日		平成 26 年 1 月 24 日
一部改正	障発 1001 第 4 号	一部改正	障発 1001 第 4 号
	平成 26 年 10 月 1 日		平成 26 年 10 月 1 日
一部改正	障発 0329 第 9 号	一部改正	障発 0329 第 9 号
	平成 27 年 3 月 27 日		平成 27 年 3 月 27 日
一部改正	障発 1112 第 7 号	一部改正	障発 1112 第 7 号
	平成 27 年 11 月 12 日		平成 27 年 11 月 12 日
一部改正	障発 0328 第 1 号	一部改正	障発 0328 第 1 号
	平成 28 年 3 月 28 日		平成 28 年 3 月 28 日
一部改正	障発 0330 第 2 号	一部改正	障発 0330 第 2 号
	平成 30 年 3 月 30 日		平成 30 年 3 月 30 日
一部改正	障発 0628 第 4 号	一部改正	障発 0628 第 4 号
	平成 30 年 6 月 28 日		平成 30 年 6 月 28 日

一部改正 障発 0823 第 1 号
平成 30 年 8 月 23 日
一部改正 障発 0507 第 4 号
令和元年 5 月 7 日
一部改正 障発 0701 第 2 号
令和元年 7 月 1 日
一部改正 障発 0330 第 10 号
令和 2 年 3 月 30 日
一部改正 障発 1225 第 1 号
令和 2 年 12 月 25 日
一部改正 障発 1228 第 7 号
令和 2 年 12 月 28 日
一部改正 障発 0331 第 3 号
令和 3 年 3 月 31 日
一部改正 障発 0329 第 4 号
こ支障第 92 号
令和 6 年 3 月 29 日
一部改正 障発 1125 第 5 号
こ支障第 240 号
令和 6 年 11 月 25 日
一部改正 障発 0609 第 1 号
こ支障第 253 号
令和 7 年 6 月 9 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

一部改正 障発 0823 第 1 号
平成 30 年 8 月 23 日
一部改正 障発 0507 第 4 号
令和元年 5 月 7 日
一部改正 障発 0701 第 2 号
令和元年 7 月 1 日
一部改正 障発 0330 第 10 号
令和 2 年 3 月 30 日
一部改正 障発 1225 第 1 号
令和 2 年 12 月 25 日
一部改正 障発 1228 第 7 号
令和 2 年 12 月 28 日
一部改正 障発 0331 第 3 号
令和 3 年 3 月 31 日
一部改正 障発 0329 第 4 号
こ支障第 92 号
令和 6 年 3 月 29 日
一部改正 障発 1125 第 5 号
こ支障第 240 号
令和 6 年 11 月 25 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長 (公 印 省 略) こども家庭庁支援局長 (公 印 省 略) 自立支援医療費の支給認定について (略) 別紙 1 自立支援医療費支給認定通則実施要綱 (略) 第 1 (略) 第 2 所得区分 1 ～ 5 (略) 6 1の所得区分のうち②低所得1の対象は、受診者の属する「世帯」が市町 村民税世帯非課税世帯（注1）であって、受給者に係る次に掲げる収入の合 計金額が80万9千円以下である場合であって、かつ、所得区分が①生活保 護の対象ではない場合であるものとする。 7 ～ 1 5 (略) 別紙 2 ～ 別紙 4 (略) 別記 (略) 別紙様式第 1 号～別紙様式第 9 号 (略)	厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部長 こども家庭庁支援局長 自立支援医療費の支給認定について (略) 別紙 1 自立支援医療費支給認定通則実施要綱 (略) 第 1 (略) 第 2 所得区分 1 ～ 5 (略) 6 1の所得区分のうち②低所得1の対象は、受診者の属する「世帯」が市町 村民税世帯非課税世帯（注1）であって、受給者に係る次に掲げる収入の合 計金額が80万円以下である場合であって、かつ、所得区分が①生活保護の 対象ではない場合であるものとする。 7 ～ 1 5 (略) 別紙 2 ～ 別紙 4 (略) 別記 (略) 別紙様式第 1 号～別紙様式第 9 号 (略)
--	---